

平成 29 年 12 月

第 3 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

- 議案第 89号 平成29年度尼崎市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第 90号 平成29年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)
- 議案第 91号 平成29年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費補正予算(第1号)

< 条例 >

- 議案第 92号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 93号 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94号 尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会条例について
- 議案第 95号 尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例について
- 議案第 96号 尼崎市手話言語条例について
- 議案第 97号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 98号 尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 99号 尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 100号 尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 101号 尼崎市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 102号 尼崎市水路管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 103号 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
- ### < その他 >
- 議案第 104号 尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画の策定につ

いて

- 議案第 1 0 5 号 市有地の売払いについて
- 議案第 1 0 6 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第 1 0 7 号 訴えの提起について（土地明渡し等請求事件）
- 議案第 1 0 8 号 指定管理者の指定について（阪神尼崎駅前駐車場）
- 議案第 1 0 9 号 市道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第 1 1 0 号 工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その
1）工事）

予 算

議案第 89 号

平成 29 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 584,916 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 203,028,136 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		48,408,610	13,826	48,422,436
	10 国庫補助金	6,333,544	13,826	6,347,370
50 財産収入		2,637,039	567,581	3,204,620
	10 財産売払収入	2,180,807	567,581	2,748,388
65 繰越金		158,801	3,509	162,310
	05 繰越金	158,801	3,509	162,310
歳入合計		202,443,220	584,916	203,028,136

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		15,197,163	576,901	15,774,064
	05 総務管理費	12,555,538	567,581	13,123,119
	15 戸籍住民 基本台帳費	843,228	9,320	852,548
15 民生費		101,838,616	8,015	101,846,631
	05 社会福祉費	39,448,591	6,649	39,455,240
	10 児童福祉費	25,776,864	1,366	25,778,230
歳出合計		202,443,220	584,916	203,028,136

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	あまがさき・ひと咲きプラザ 整備事業	72,700

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事項	期間	限度額
保育環境改善事業	平成30年度	376,502
市営住宅建替事業	平成32年度	2,577,000

変 更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
支所施設整備事業	平成30年度	157,800	平成31年度	229,800
給食調理業務 委託関係事業	平成30年度	206,200	平成30年度	233,200

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 4 号)

議89-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	48,408,610	13,826	48,422,436			
10 項 国庫補助金	6,333,544	13,826	6,347,370			
10 目 総務費補助金	80,834	9,320	90,154	社会保障・ 税番号制度 システム整 備費補助金	9,320	○ (市民協働局) 補助率 10/10 住民票等への旧姓併記対応に伴う補正 9,320
15 目 民生費補助金	3,355,338	4,506	3,359,844	障害者総合 支援事業費 補助金	2,508	○ (健康福祉局) 補助率 1/2 障害者総合支援法の改正に伴う補正 2,508
				社会保障・ 税番号制度 システム整 備費補助金	1,998	○ (健康福祉局) 補助率 2/3 社会保障・税番号制度に係るシステム改修 に伴う補正 1,088 ○ (こども青少年本部事務局) 補助率 2/3 社会保障・税番号制度に係るシステム改修 に伴う補正 910

歳 入

50 財産収入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
50 款 財産収入	2,637,039	567,581	3,204,620			
10 項 財産売払収入	2,180,807	567,581	2,748,388			
05 目 不動産売払収入	1,895,305	567,581	2,462,886	不動産売払 収入	567,581	○ (資産統括局) 不動産売払収入の増額に伴う補正 567,581

議89-8

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	158,801	3,509	162,310			
05 項 繰越金	158,801	3,509	162,310			
05 目 繰越金	158,801	3,509	162,310	繰越金	3,509	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 3,509

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	15,197,163	576,901	15,774,064	特定財源 9,320 一般財源 567,581			
05 項 総務管理費	12,555,538	567,581	13,123,119	特定財源 0 一般財源 567,581			
55 目 財産管理費	2,468,181	567,581	3,035,762	一般財源 567,581	25 積 立 金	567,581	○ 減債基金積立金（企画財政局） 不動産売払収入の増額に伴う補正 567,581

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	101,838,616	8,015	101,846,631	特定財源 4,506 一般財源 3,509			
05 項 社会福祉費	39,448,591	6,649	39,455,240	特定財源 3,596 一般財源 3,053			
07 目 障害福祉費	14,387,636	6,649	14,394,285	国庫支出金 3,596 一般財源 3,053	13 委 託 料	6,649	○ 障害者福祉総合システム運用事業費（健康福祉局） 障害者総合支援法等の改正及び社会保障・税番号制度に係るシステム改修に伴う補正

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費	あまがさき・ひと咲きプラザ 整 備 事 業	72,700	設計の変更等に伴い、工事の年度内完了が見込めないため

議89-14

3 債務負担行為で平成30年度以降にわたるものについての平成28年度末までの支出額及び平成29年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	平成28年度末までの支出額		平成29年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		
保 育 環 境 改 善 事 業	376,502			平成30年度まで	376,502	334,663	33,400		8,439	
市 営 住 宅 建 替 事 業	2,577,000			平成32年度まで	2,577,000	1,274,856	1,206,100		96,044	

変 更

事 項	限 度 額	平成28年度末までの支出額		平成29年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		
支 所 施 設 整 備 事 業	補正前の額			平成30年度まで	157,800		122,300		35,500	
	補正額			平成31年度まで	72,000		53,700		18,300	
	補正後の額			平成31年度まで	229,800		176,000		53,800	
給食調理業務委託関係事業	補正前の額			平成30年度まで	206,200				206,200	
	補正額			平成30年度まで	27,000				27,000	
	補正後の額			平成30年度まで	233,200				233,200	

議案第 90 号

平成 29 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算
(第 1 号)

平成 29 年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,230 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,779,309 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		300,000	12,230	312,230
	05 繰越金	300,000	12,230	312,230
歳入合計		62,767,079	12,230	62,779,309

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
60 諸支出金		35,576	12,230	47,806
	10 諸費	35,576	12,230	47,806
歳出合計		62,767,079	12,230	62,779,309

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム整備事業	平成39年度	49,663

特 別 会 計

国民健康保険事業費予算説明書

(補 正 1 号)

議90-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	300,000	12,230	312,230			
05 項 繰越金	300,000	12,230	312,230			
05 目 繰越金	300,000	12,230	312,230	繰越金	12,230	○ (市民協働局) 補正財源として前年度繰越金を補正 12,230

歳 出

60 諸支出金

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
60 款 諸支出金	35,576	12,230	47,806	特定財源 0 一般財源 12,230			
10 項 諸 費	35,576	12,230	47,806	特定財源 0 一般財源 12,230			
10 目 一般被保険者償還金及び還付加算金	33,000	12,230	45,230	一般財源 12,230	23 償還金、利子及び割引料	12,230	○ 一般被保険者保険料過誤納金還付金（市民協働局） 一般被保険者の過誤納となった保険料の還付に伴う補正 12,230

議90-8

2 債務負担行為で平成30年度以降にわたるものについての平成28年度末までの支出額及び平成29年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	平成28年度末までの 支 出 額		平成29年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
国民健康保険システム 整備事業	49,663			平成39年度まで	49,663				49,663	

議案第 9 1 号

平成 2 9 年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業
費補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度尼崎市の特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費補正
予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5 8 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 , 3 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		1,251	458	1,709
	05 他会計繰入金	1,251	458	1,709
歳入合計		26,880	458	27,338

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 貸付事業費		20,831	458	21,289
	05 貸付事業費	20,831	458	21,289
歳出合計		26,880	458	27,338

特 別 会 計

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算説明書

(補 正 1 号)

議91-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	1,251	458	1,709			
05 項 他会計繰入金	1,251	458	1,709			
05 目 他会計繰入金	1,251	458	1,709	事務費等繰 入金	458	○ (こども青少年本部事務局) 社会保障・税番号制度に係るシステム改修 に伴う補正 458

歳 出

05 貸付事業費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 貸付事業費	20,831	458	21,289	特定財源 0 一般財源 458			
05 項 貸付事業費	20,831	458	21,289	特定財源 0 一般財源 458			
05 目 一般管理費	1,153	458	1,611	一般財源 458	13 委 託 料	458	○ 母子父子寡婦貸付システム運用事業費（こども青少年本部事務局） 社会保障・税番号制度に係るシステム改修に伴う補正 458

条 例

議案第 9 2 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 2 4 年尼崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「尼崎市福祉事務所の職員 1 7 4 人」を「社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 4 条第 1 項に規定する福祉に関する事務所の職員 2 1 3 人」に改める。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

尼崎市保健福祉センターの設置による職員定数の増員等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 93 号

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（平成 28 年尼崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 尼崎市立わかば西小学校の項中「尼崎市道意町 6 丁目 6 番地の 3」を「尼崎市武庫川町 1 丁目 25 番地」に改める。

別表第 2 尼崎市立小田中学校の項中「尼崎市西川 1 丁目 11 番 1 号」を「尼崎市長洲中通 1 丁目 10 番 1 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

わかば西小学校及び小田中学校を移転するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 9 4 号

尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会条例について
尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 尼崎市立琴ノ浦高等学校における給食の実施に必要な調理、配送等の業務の委託契約の相手方となるべき事業者（以下「給食事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生徒の保護者の代表者
- (3) 校長
- (4) 事務長

3 委員は、給食事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(説 明)

尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 95 号

尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例について

尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例を次のように制定する。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 尼崎市立中学校における弁当事業（尼崎市立中学校において希望する生徒等に弁当を提供する事業をいう。）の実施に必要な調理、配送等の業務の委託契約の相手方となるべき事業者（以下「弁当事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生徒の保護者の代表者
- (3) 校長

3 委員は、弁当事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第 4 条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(説 明)

尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 96 号

尼崎市手話言語条例について

尼崎市手話言語条例を次のように制定する。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市手話言語条例

言語は、人と人との意思疎通に使用されるだけでなく、知識を蓄え、これを伝達し、文化を創造する上で不可欠なものとして、人類の進歩に大きく貢献してきました。また、言語は、人間が個性を形成する上での重要な要素の一つであるため、あらゆる言語が言語として認知され、それを使用し、学び、伝える権利が保障されなければなりません。

手話は、手指や身体の動きと表情を使って表現する視覚言語です。しかし、音声言語とは異なり、かつてろう学校において事実上手話の使用が禁止されていたことや、社会での手話に対する偏見があったことなどから、長年にわたり手話が言語として認められてこなかったという、ろう者にとっては苦難の歴史がありました。

現在の社会においても、いまだ一般に手話と接する機会は少なく、教育現場や災害発生時などの様々な場面において、ろう者が意思疎通を図り、必要な情報を取得することができる環境が十分に整備されているとはいえず、また、手話やろう者に対する理解も深まっているとはいえません。

このような状況の中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、全ての国民が、障害がある人もない人も平等に生活することができる社会の実現を目指すことが求められています。

このため、私たちは、手話が音声言語と同様に重要な役割を担っていることを認識し、手話とろう者に対する理解を深めるための取組を積極的に進めていかなければなりません。

ここに、私たちは、誰もが自らの言語で意思疎通を図り、必要な情報

を取得することができることによって安心して暮らすことができるよう、地域で支え合い、お互いを尊重し、理解して共に生きることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及（以下「手話に対する理解等」という。）の促進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に対する理解等の促進に関する施策（以下「促進施策」という。）の基本的事項を定めることにより、促進施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民等が共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害があり、手話を言語として使用することにより日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民 本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 手話通訳者 手話によりろう者とその他の者との意思疎通を仲介する者をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

2 手話に対する理解等の促進は、ろう者の自立した日常生活及び地域における社会参加の機会を確保することにより、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合い、全ての市民等が共生することができる地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、促進施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深めるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する促進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深めるよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する促進施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の策定等)

第7条 市は、促進施策として次の各号に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解が深められ、並びに手話を普及させるための施策
- (2) 手話による意思疎通及び情報の取得の機会を拡大するための施策
- (3) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (4) その他市長が必要と認める施策

2 市長は、前項各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定により策定する計画(市における障害者のための施策に関する基本的な計画をいう。)において、当該施策に関する事項を定めるものとする。

3 市長は、第1項各号に掲げる施策の実施の状況等について、次の各号に掲げる者の意見を聴くものとする。

- (1) 学識経験者

- (2) ろう者
- (3) 手話通訳者
- (4) 市民（ろう者を除く。）又は事業者の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

（手話及びろう者に対する理解を深めるための機会の確保等）

第8条 市は、ろう者、手話通訳者及び市民等と協力して、手話に関する講習会を実施すること等により、手話及びろう者に対する理解を深めるための機会を確保するよう努めるものとする。

2 市は、市職員が手話及びろう者に対する理解を深めるための研修を実施するよう努めるものとする。

（手話を使用した情報発信）

第9条 市は、手話を使用して市政に関する情報を発信するよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

手話が言語であるとの理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し、理解して共に生きることができる社会の実現を目指すため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 97 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年尼崎市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号ア中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 98 号

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例（平成 26 年尼崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立わかば西児童ホームの項中「尼崎市道意町 6 丁目 6 番地の 3」を「尼崎市武庫川町 1 丁目 25 番地」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

わかば西児童ホームを移転するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 99 号

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部
を改正する条例

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 3 年尼崎
市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「用語の」を削る。

第 3 条第 1 項中「次の表の（あ）項」を「次表（あ）項」に、「ところ
により算定して得た面積（）」を「計算式により算出した面積（）」に、
「1,000 平方メートル」を「1,500 平方メートル」に、「同表
の（い）項」を「同表（い）項」に、「当該延べ面積を当該」を「それ
ぞれの延べ面積をその」に、「同表の（う）項」を「同表（う）項」に
改め、「順次」を削り、「の合計数値」を「を合計したもの（以下「合
計数値」という。）」に、「当該合計数値に同表の（え）項」を「合計
数値に同表（え）項」に、「ところにより算定して得た数値」を「計算
式により算出した数値」に、「駐車する」を「駐車させる」に改め、同
項の表（あ）項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同表（い）項中
「百貨店」の前に「特定部分のうち」を加え、「又は事務所」を削り、
「(1)に掲げる特定部分以外の特定部分」を「特定部分のうち(1)の用途に
供する部分以外の部分」に改め、同表（え）項中「ところにより算定し
て得た」を「計算式により算出した」に改め、同条第 2 項中「事務所の
用途に供する部分の延べ面積が」の前に「特定部分のうち」を加え、
「次の表」を「次表」に、「面積に区分し、当該」を「部分に区分し、
それぞれの部分の面積にその」に改め、「順次」を削り、「の合計面積
を」を「を合計したものに」に、「に加え」を「を加え」に改め、同条

第3項を次のように改める。

3 最低駐車台数は、第1項（前項の規定により適用される場合を含む。）の規定により算出されたものの数値に1未満の端数があるときはこれを切り上げ、その算出されたものの数値が2未満であるときはこれを2とする。

第4条第1項中「1,000平方メートル」を「1,500平方メートル」に、「、当該増築」を「、これらの増築後」に、「場合に算出される最低駐車台数から当該増築」を「ならば算出されることとなる最低駐車台数からこれらの増築前」に、「場合に算出される最低駐車台数（当該増築」を「ならば算出されることとなる最低駐車台数（これらの増築前」に、「1）を」を「1。以下「変更前最低駐車台数」という。）を」に、「数値（当該増築」を「数値（これらの増築前」に、「に同条」を「の新築について同条又は第7条」に、「駐車する」を「駐車させる」に、「、当該建築物」を「、これらの増築後若しくは用途変更後の建築物」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の増築又は用途変更に係る建築物について、当該増築又は当該用途変更のための大規模修繕等の工事の着手の際現に変更前最低駐車台数を上回る台数の自動車を駐車させることができる駐車施設（以下「特定駐車施設」という。）が附置され、又は特定駐車施設で専ら当該建築物を利用する者のためのものが設置されている場合において、当該変更前最低駐車台数を上回る台数の自動車を駐車させることができる部分を専ら当該増築後又は用途変更後の建築物を利用する者のための駐車部分（自動車の駐車のために供する部分をいう。以下同じ。）として使用しようとするときにおける同項の規定の適用については、この項の規定を適用せずに前項の規定を適用したならば算出されることとなる数値から当該変更前最低駐車台数を上回る分の台数（その使用に係る台数に限る。）を減じて得た数値をもって、同項の規定により算出した数値とみなす。

第13条第1項中「の代表者」を「（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若

しくは管理人」に、「従業者が」を「従業者が、」に、「前条」を「前条」に、「場合においては、その」を「ときは、」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第13条を第17条とする。

第12条第1項中「第10条」を「第14条」に、「市長の命令に従わなかった者は、100,000円」を「命令に違反した者は、500,000円」に改め、同条第2項中「第9条第1項」を「第12条第1項」に、「をせず」を「の要求に対し、これを拒み」に、「又は職員の」を「同項の規定による」に、「忌避した者は、30,000円」を「忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、200,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第9条前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金に処する。

第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条を削る。

第9条の見出しを「(報告の聴取等)」に改め、同条第1項中「建築物又は」を「附置義務者又は建築物若しくは」に、「又は管理者に対し、当該」を「若しくは管理者に対し、相当の期限を定めて」に、「事項の」を「事項について」に、「職員をして」を「職員に、」に、「立ち入り」を「立ち入らせ」に改め、同条第2項中「より」を「よる」に、「する」を「行う」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

(指導及び勧告等)

第13条 市長は、第3条第1項、第4条第1項、第7条、第8条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第11条の規定に違反している者に対し、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措

置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を行う場合において、必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る違反を是正するための計画を記載した書類の提出を求めることができる。

(措置命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく同項の規定により定めた期限までに当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第8条の見出し中「管理」を「維持管理」に改め、同条中「第3条、第4条又は前条」を「第3条第1項若しくは第4条第1項」に改め、「、又は」の次に「第7条の規定により」を加え、「駐車施設の」を「駐車施設に係る建築物又は当該駐車施設の」に、「その目的に」を「次の各号に掲げる基準のいずれにも」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 当該駐車施設に駐車させることができる自動車の台数が、第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により附置し、又は第7条の規定により設置すべき駐車施設にこれらの規定により少なくとも駐車させることができることとすべき自動車の台数以上の台数であること。
- (2) 第8条第1項から第3項まで及び第5項の規定に適合すること。
- (3) 当該駐車施設の設置の目的に適合すること。

第8条を第11条とし、第7条を削る。

第6条第1項中「第3条又は第4条」を「第3条第1項若しくは第4条第1項」に、「附置する」を「附置され、又は前条の規定により設置される」に改め、「単に」を削り、「自動車の駐車のために供する部分（以下「駐車部分」という。）」を「駐車部分」に改め、同項ただし書中「駐車する」を「駐車させる」に、「次項の規定に適合し、車いす利用者が駐車できる」を「車椅子利用者のための駐車部分（次項の規定に

適合するものに限る。)に自動車を駐車させることができる」に改め、同条第2項中「車いす利用者」を「車椅子利用者」に改め、同条第5項中「に定める」を「に規定する」に、「の規模」を「は、規則で定める規模」に、「は、規則で定める」を「に適合させなければならない」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

(駐車施設に係る建築物等の届出)

第9条 第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により駐車施設を附置し、又は第7条の規定により駐車施設を設置すべき者(以下「附置義務者」という。)は、その附置し、又は設置すべき駐車施設に係る建築物について新築し、増築し、又は用途変更のために大規模修繕等をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該建築物及び当該駐車施設の位置その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(駐車施設の附置等に係る工事等の完了の届出)

第10条 附置義務者は、その附置し、又は設置すべき駐車施設の附置又は設置に係る工事その他の必要な行為が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第5条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第6条 建築物の敷地でその全部又は過半が適用地域外に属していたものの全部又は過半が適用地域内に属することとなった場合は、その適用地域内に属することとなった日から起算して6月以内に当該敷地において次のいずれかに該当する行為に係る工事に着手する者については、当該行為の区分に応じ、当該号に定める規定は、適用しない。

(1) 建築物の新築 第3条

(2) 建築物の増築又は用途変更のための大規模修繕等 第4条

(駐車施設の附置の特例)

第7条 第3条第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)又は第4条第1項の規定により駐車施設を附置すべき者

は、交通の安全の確保若しくは交通の円滑化を図ることができ、又はその附置すべき駐車施設に係る建築物若しくは当該建築物の敷地の有効な利用に資すると市長が認める場合その他当該建築物又は当該建築物の敷地内に当該駐車施設を附置することができないことについて市長がやむを得ない理由があると認める場合は、これらの規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に、前条各号に掲げる行為の区分に応じ当該号に定める規定により算出した数値以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設で専ら当該建築物を利用する者のためのものを設置しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成3年尼崎市規則第44号）第4条の規定による届出をした者で、この条例による改正後の尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）又は第4条第1項の規定を適用したならばこれらの規定により駐車施設（尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第2条第4号に規定する駐車施設をいう。以下同じ。）を附置すべき者に該当することとなるものについては、改正後の条例第9条の規定による届出をした者とみなす。
- 3 この条例による改正前の尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条第1項若しくは第4条第1項の規定により附置され、又は同条例第7条の規定により設置された駐車施設で、改正後の条例第3条第1項又は第4条第1項の規定を適用したならばこれらの規定により駐車施設を附置すべき者に該当しないこととなる者が附置し、又は設置したもののについては、施行日以後は、改正後の条例第8条第

1 項から第 3 項まで及び第 5 項、第 10 条、第 11 条並びに第 12 条第 1 項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(委任)

5 付則第 2 項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(説 明)

今後の自動車交通需要の減少など、駐車施設を取り巻く状況変化に合わせた設置基準への見直しを行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第100号

尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年12月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例（昭和30年尼崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「わたるものについて」を「わたるものに係る占用料」に、「以降」を「以後」に、「の期別により」を「に掲げる区分に応じ当該号に定める日までに」に、「この場合において」を「ただし、翌年度以後の分について」に、「3,000円以下のものについては、前期分の徴収の際」を「10,000円以下である場合は、毎年度第1号に定める日まで」に改め、同項第1号中「分については、5月15日まで」を「における占用期間分 5月31日」に改め、同項第2号中「分については、11月15日まで」を「における占用期間分 11月30日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別に占用料の納期を定めることができる。

別表第1項中「4,320円」を「4,644円」に、「2,232円」を「2,412円」に改め、同表第2項中「4,356円」を「4,164円」に改め、同表第3項中「1,620円」を「1,548円」に改め、同表第5項中「1,764円」を「1,692円」に、「1,440円」を「1,548円」に改め、同表第6項中「108円」を「120円」に、「144円」を「156円」に、「216円」を「240円」に、「288円」を「312円」に、「432円」を「468円」に、「576円」を「624円」に、「1,008円」を「1,0

92円」に、「1,440円」を「1,548円」に、「2,880円」を「3,096円」に改め、同表第7項中「108円」を「120円」に、「144円」を「156円」に、「216円」を「240円」に、「288円」を「312円」に、「432円」を「468円」に、「576円」を「624円」に、「1,008円」を「1,092円」に、「1,440円」を「1,548円」に、「2,880円」を「3,096円」に改め、同表第8項及び第9項中「3,600円」を「3,444円」に改め、同表第10項中「120円」を「129円」に改め、同表第12項及び第13項中「2,952円」を「2,904円」に改め、同表第14項中「624円」を「536円」に改め、同表第15項中「第7条第10号」を「第7条第12号」に改め、同表第16項を次のように改める。

16 広告 看板類	電柱等既設占用物件に 巻付けのもの	1枚につき1月	121円
	電柱等既設占用物件に 添加のもの		242円
	突出し看板及び官公署 の宣伝併用の看板	表示面積1平方 メートルにつき 1月	176円
	その他の広告看板類 (アーチであるものを 除く。)		356円

別表第17項中「3,684円」を「3,215円」に、「7,356円」を「6,430円」に改め、同表第18項中「3,600円」を「3,444円」に改め、同表第19項中「2,340円」を「2,244円」に、「300円」を「287円」に改め、同表第20項中「1,236円」を「1,206円」に、「2,460円」を「2,412円」に、「3,924円」を「3,858円」に改め、同表第21項中「624円」を「536円」に、「252円」を「242円」に改め、同表第22項中「624円」を「536円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第15項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

(説 明)

道路の占用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 101 号

尼崎市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

尼崎市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

尼崎市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 7 年尼崎市
条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 18 条第
1 項」を「道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の 2 第 1 項」
に、「施設」を「自動車駐車場（同法第 2 条第 2 項に規定する道路の附
属物である自動車駐車場をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

阪神尼崎駅前駐車場の建設資金の償還満了に伴い、その根拠法令を
改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第102号

尼崎市水路管理条例の一部を改正する条例について

尼崎市水路管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年12月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市水路管理条例の一部を改正する条例

尼崎市水路管理条例（昭和52年尼崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2項中「360円」を「387円」に、「186円」を「201円」に改め、同表第3項中「363円」を「347円」に改め、同表第4項中「135円」を「129円」に改め、同表第5項中「9円」を「10円」に、「12円」を「13円」に、「18円」を「20円」に、「24円」を「26円」に、「36円」を「39円」に、「48円」を「52円」に、「84円」を「91円」に、「120円」を「129円」に、「240円」を「258円」に改め、同表第6項及び第7項中「300円」を「287円」に改め、同表第8項中「624円」を「536円」に、「252円」を「242円」に改め、同表第9項中「300円」を「287円」に改め、同表第10項中「624円」を「536円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市水路管理条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用等（尼崎市水路管理条例第5条第1項に規定する使用等をいう。）に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市水路管理条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

水路の占用に係る使用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 103 号

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例

尼崎市都市公園条例（昭和 33 年尼崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (1)中「721 円」を「620 円」に改め、同表(2)中「1,442 円」を「1,240 円」に改め、同表(3)の表第 1 項中「4,320 円」を「4,644 円」に、「2,232 円」を「2,412 円」に改め、同表第 2 項中「3,600 円」を「3,444 円」に改め、同表第 3 項中「4,356 円」を「4,164 円」に改め、同表第 4 項中「1,620 円」を「1,548 円」に改め、同表第 5 項中「1,764 円」を「1,692 円」に、「1,440 円」を「1,548 円」に改め、同表第 6 項中「108 円」を「120 円」に、「144 円」を「156 円」に、「216 円」を「240 円」に、「288 円」を「312 円」に、「432 円」を「468 円」に、「576 円」を「624 円」に、「1,008 円」を「1,092 円」に、「1,440 円」を「1,548 円」に、「2,880 円」を「3,096 円」に改め、同表第 7 項中「3,600 円」を「3,444 円」に改め、同表第 8 項中「120 円」を「129 円」に改め、同表第 9 項中「3,600 円」を「3,444 円」に改め、同表中

「

10 標識及び標柱類	乗合自動車停留所のもの	1 本につき 1 年	2,340 円
	その他のもの		3,600 円
11 工事用板囲い、足場、詰所その他これらに	占用面積 1 平方メートルに		624 円

を

類するもの	つき1月	
-------	------	--

」

「

1 0 標識 及び標柱 類	乗合自動車停 留所のもの	1本につき1 年	2,244円
	その他のもの		3,444円
1 1 工事 用施設	土地上に設け る板囲い又は 足場、詰所、 材料置場、駐 車施設その他 これらに類す るもの	占有面積1平 方メートルに つき1月	536円
	上空に設ける 足場又は養生 棚		242円
1 2 その他のもの		占有面積1平 方メートル又 は長さ1メー トルにつき1 月	536円以内 でその都度市 長が定める額

に

」

改める。

別表第2(4)中「第3条第1項」を「第3条第1項各号」に改め、同表(4)の表中「735円」を「632円」に、「2,536円」を「2,180円」に、「10,208円」を「8,778円」に、「49円」を「42円」に、「10円」を「8円」に、「22円」を「18円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の公園の使用に係る使用料を納付している者は、当該使用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

公園の占用等に係る使用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 104 号

尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画の策定について

尼崎市のまちづくりの基本計画を次のとおり策定するため、議決を求めらる。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画（別冊）

（ 説 明 ）

現まちづくり基本計画の計画年限の到来を迎え、後期まちづくり基本計画の策定が必要であることから、尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例の規定により、本案を提出する。

議案第105号

市有地の売払いについて

市有地を次のとおり売り払うため、議決を求める。

平成29年12月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 売払いの目的 尼崎市立尼崎東高等学校跡地の一部を住宅開発用地として活用するため

2 売払いの市有地

所在地番	地目	面積
尼崎市食満5丁目206番1	学校用地	21,326.74 平方メートル
尼崎市食満5丁目206番4	学校用地	952.92 平方メートル
計		22,279.66 平方メートル

3 売払いの金額 1,597,581,000円

4 売払いの相手方 岸和田市土生町1丁目4番23号

フジ住宅株式会社

代表取締役 宮脇 宣綱

(説明)

尼崎市立尼崎東高等学校跡地の一部を売り払うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第107号

訴えの提起について

土地明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成29年12月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事 件 名 土地明渡し等請求事件
2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部
3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

同

[Redacted]
[Redacted]

同

[Redacted]
[Redacted]

同

[Redacted]
[Redacted]

4 事件の概要

原告本市は、自動車部品等の物件を置いて本市所有の土地を不法に占有している被告 [Redacted]、 [Redacted]、 [Redacted] 及び [Redacted] 並びに建築物を増築して別の本市所有の土地を不法に占有している被告 [Redacted] に対して、こ

これらの土地の明渡し及び明渡しに至るまでのこれらの土地の貸付料又は使用料の額に相当する額の損害賠償金又は不当利得金（以下「損害賠償金等」という。）の支払を所定の期限内に行うよう求めたが、被告らはこれに応じないので、これらの土地の明渡し及び損害賠償金等の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

（説 明）

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第108号

指定管理者の指定について

阪神尼崎駅前駐車場の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を
求める。

平成29年12月5日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 施設の名称 阪神尼崎駅前駐車場
- 2 施設の位置 尼崎市神田中通1丁目1番地
- 3 指定管理者 東京都千代田区有楽町2丁目7番1号
タイムズ24株式会社
代表取締役 西 川 光 一
- 4 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(説 明)

阪神尼崎駅前駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第2
44条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第 109 号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止するため、議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 6 0 号 線	元浜町 2 丁目 8 9 - 2
	元浜町 2 丁目 8 9 - 6

2 変更しようとする路線

路 線 名	旧 新 別	起 点
		終 点
時 友 ヲ ノ ツ ボ 線	旧	時友字ヲノツボ 9 4 - 1 3
		時友字ヲノツボ 9 4 - 2 0
	新	西昆陽 1 丁目 4 2 2 - 1
		西昆陽 1 丁目 4 2 8 - 1
時 友 常 松 線 第 1 号	旧	時友字猪名ノ南 3 3 7
		時友字ヤセダ 1 1 2 - 1
	新	武庫之荘 9 丁目 2 1
		武庫之荘 8 丁目 3 6 6

時友停留所常吉線第5号	旧	時友字ヤセダ 1 1 0 - 1
		時友字中島 1 6 0
	新	武庫の里 2 丁目 2 7 7 - 2
		武庫の里 2 丁目 9 7 - 2
時 友 中 島 線	旧	時友字ヤセダ 1 2 7 - 4
		時友字中島 1 5 4 - 3 5
	新	武庫の里 2 丁目 2 7 0 - 1
		武庫の里 2 丁目 2 1 6
時 友 中 島 線 の 5	旧	時友字中島 1 5 4 - 5 2
		時友字中島 1 6 1 - 1
	新	武庫の里 2 丁目 1 8 4
		武庫の里 2 丁目 1 6 7
友 行 砂 田 線	旧	友行字清水本 2 8 9 - 1
		友行字砂田 3 1 2 - 1
	新	武庫之荘 6 丁目 1 6 2 - 1
		武庫之荘 8 丁目 2 9 8 - 1
大 田 川 線 第 4 号	旧	常吉字村中 5
		常吉字阪草 2 1 - 3
	新	常吉 1 丁目 2 8 4 - 2
		武庫の里 1 丁目 4 3 8 - 1
阪 草 第 2 3 号	旧	常吉字阪草 5 - 4
		常吉字阪草 1
	新	武庫之荘 6 丁目 4 3 1 - 1
		武庫之荘 6 丁目 3 8 3

浜手区画第37号線	旧	元浜町1丁目1
		武庫川町2丁目62
	新	元浜町1丁目1
		武庫川町2丁目64
大庄区画第19号線	旧	元浜町2丁目6
		道意町6丁目29
	新	元浜町2丁目1-2
		道意町6丁目29-2
大庄区画第21号線	旧	元浜町2丁目2
		道意町6丁目30
	新	元浜町2丁目7-4
		道意町6丁目28-44
市道第599号線	旧	大浜町1丁目2
		大浜町1丁目9
	新	大浜町1丁目2
		大浜町1丁目8-1
大庄区画第60号線	旧	大浜町1丁目13
		大浜町1丁目4
	新	大浜町1丁目8-8
		大浜町1丁目4
大庄区画第64号線	旧	大浜町1丁目15
		大浜町1丁目12
	新	大浜町2丁目13-1
		大浜町2丁目12

大庄区画第61号線	旧	大浜町1丁目52
		大浜町1丁目44
	新	大浜町1丁目52-1
		大浜町1丁目44
臨海西部区画第1号線	旧	大浜町1丁目49
		大浜町1丁目51-1
	新	大浜町1丁目49
		大浜町1丁目53-1

3 廃止しようとする路線

路線名	起 点
	終 点
小田第196号線	長洲字大門93
	長洲字大門82-1
小田第197号乙線	長洲字大門86-1
	長洲字大門85-1
小田第274号線	長洲字大門93
	長洲字大門92

(説明)

開発事業の帰属に伴う路線

- ・認定路線：市道第860号線

県道の拡幅事業に伴う路線

- ・変更路線：時友ヲノツボ線
時友常松線第1号
議109-4

時友停留所常吉線第5号
時友中島線
時友中島線の5
友行砂田線
大田川線第4号
阪草第23号
浜手区画第37号線
大庄区画第19号線
大庄区画第21号線
市道第599号線
大庄区画第60号線
大庄区画第64号線
大庄区画第61号線
臨海西部区画第1号線

現状道路としての形態が無く、廃止する路線

- ・ 廃止路線：小田第196号線
- 小田第197号乙線
- 小田第274号線

以上の路線を認定、変更及び廃止するため、道路法第8条第2項(同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により、本案を提出する。

(参 考)

市道路線の認定図(別紙1)

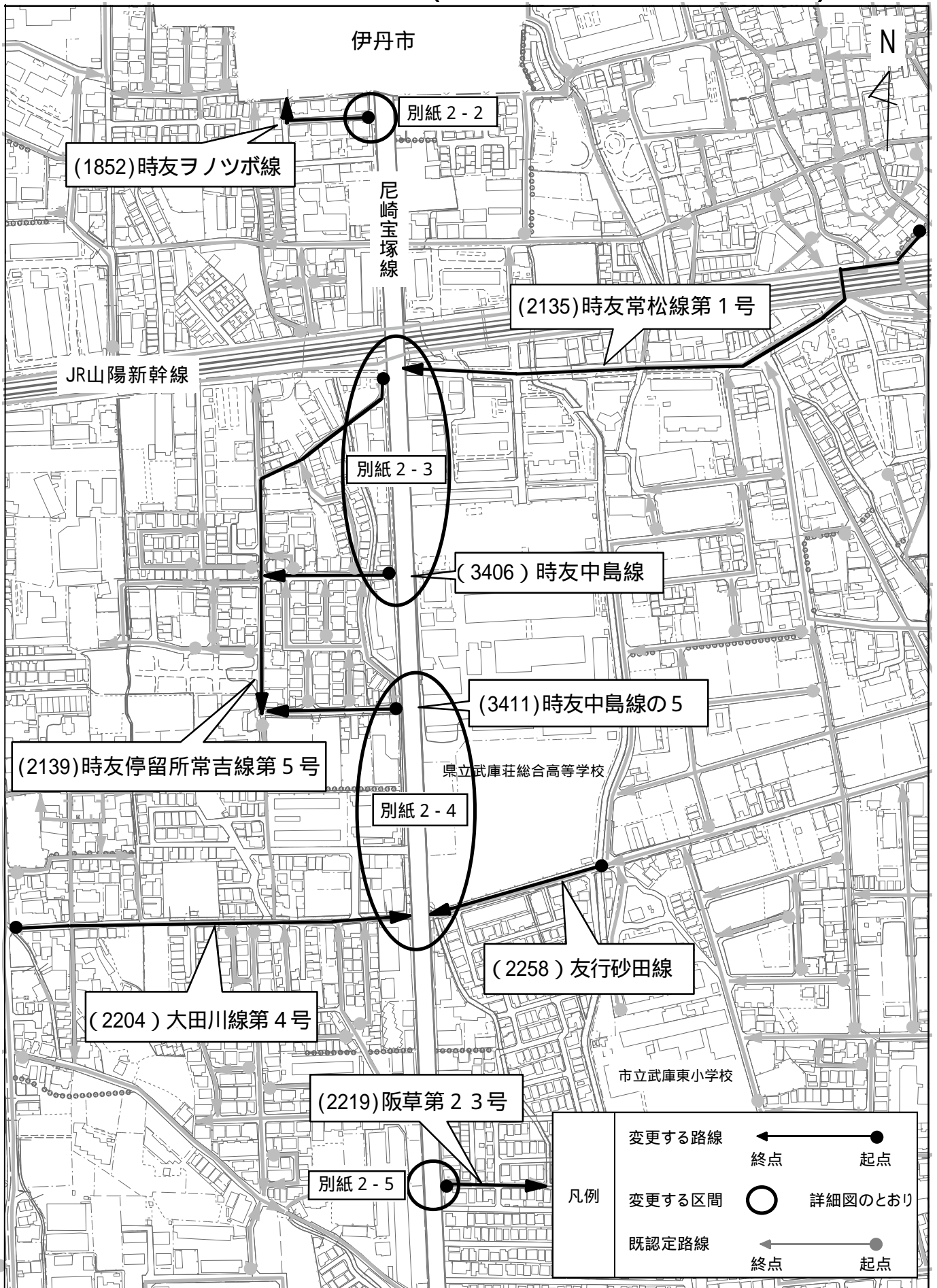
市道路線の変更図等(別紙2、別紙2-2、別紙2-3、別紙2-4、別紙2-5、別紙3、別紙3-2、別紙3-3、別紙4、別紙4-2、別紙4-3)

市道路線の廃止図(別紙5)

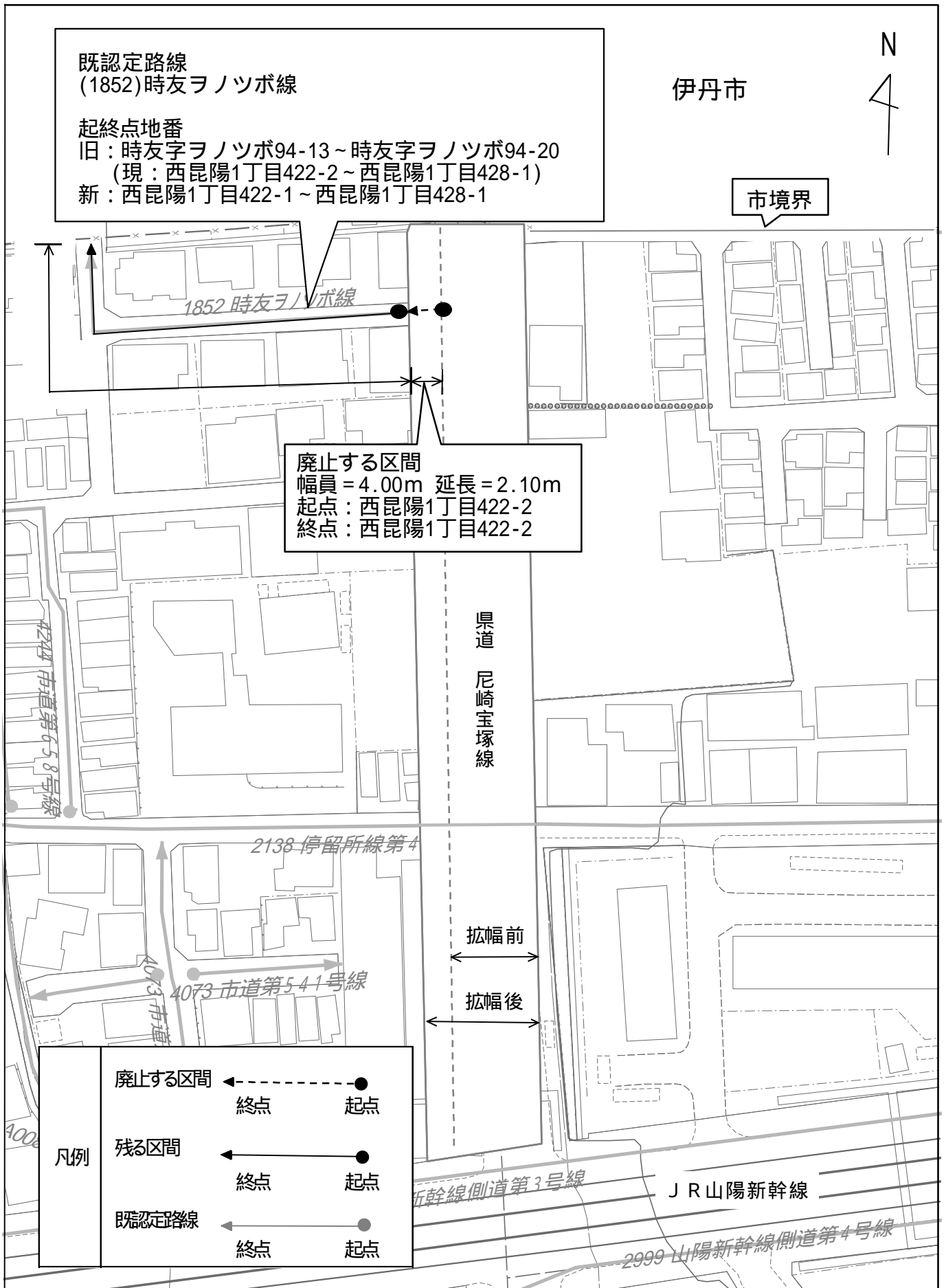
市道路線の認定図(S = 1 / 1 0 0 0)



市道路線の変更図 (S = 1 / 4 0 0 0)



市道路線の変更図(模式図)



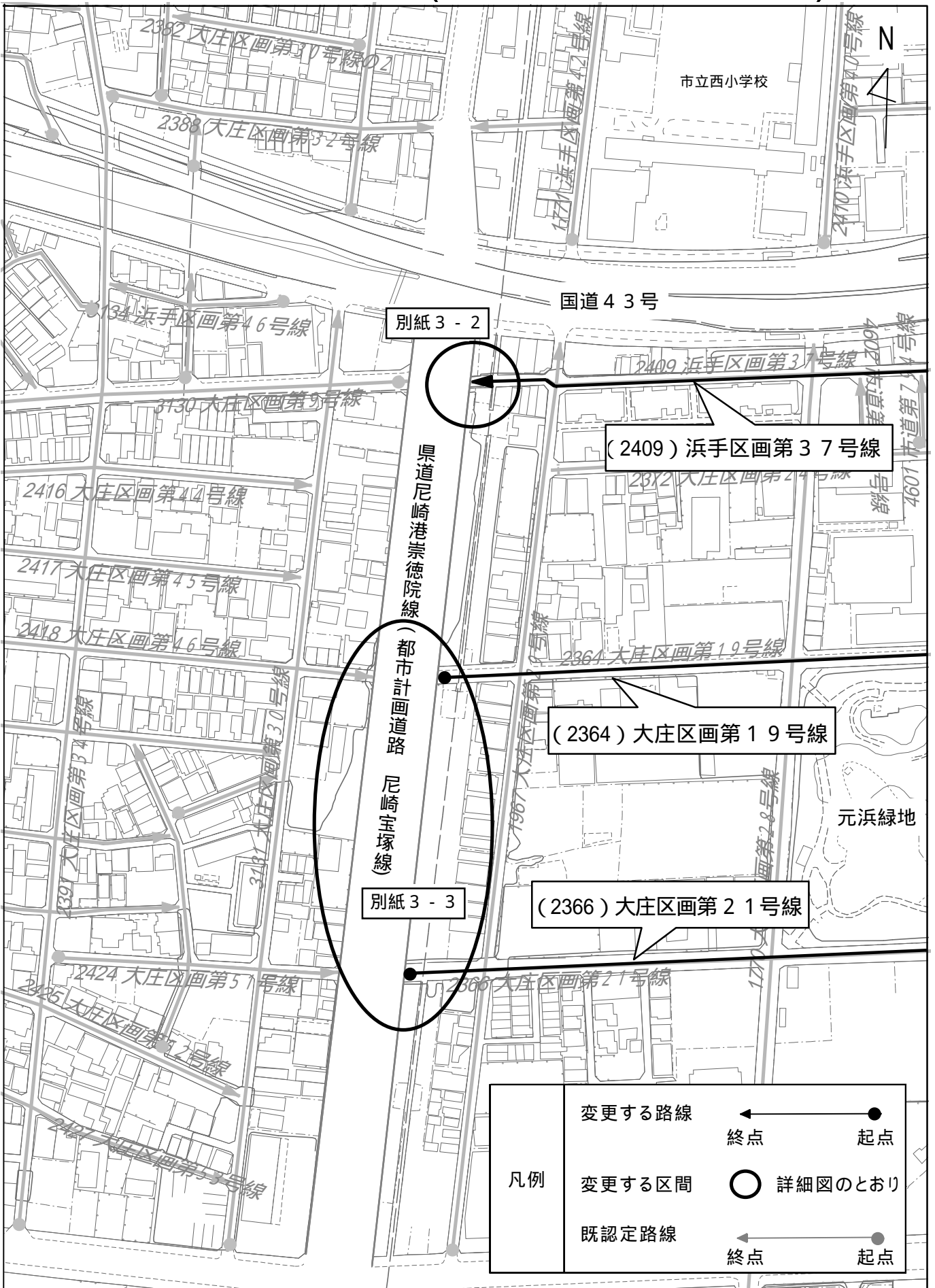
市道路線の変更図(模式図)



市道路線の変更図(模式図)



市道路線の変更図(S = 1 / 3 0 0 0)



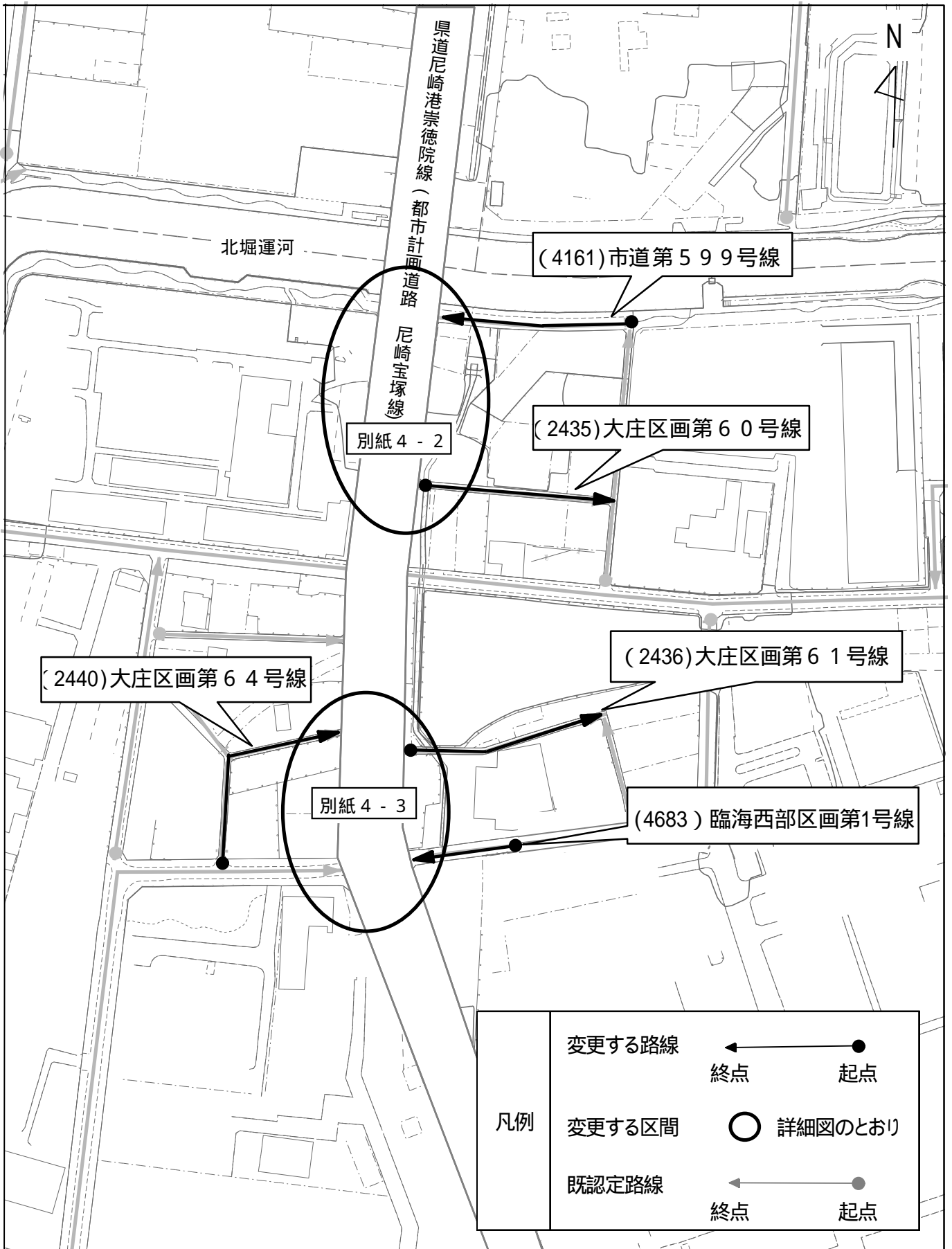
市道路線の変更図(模式図)



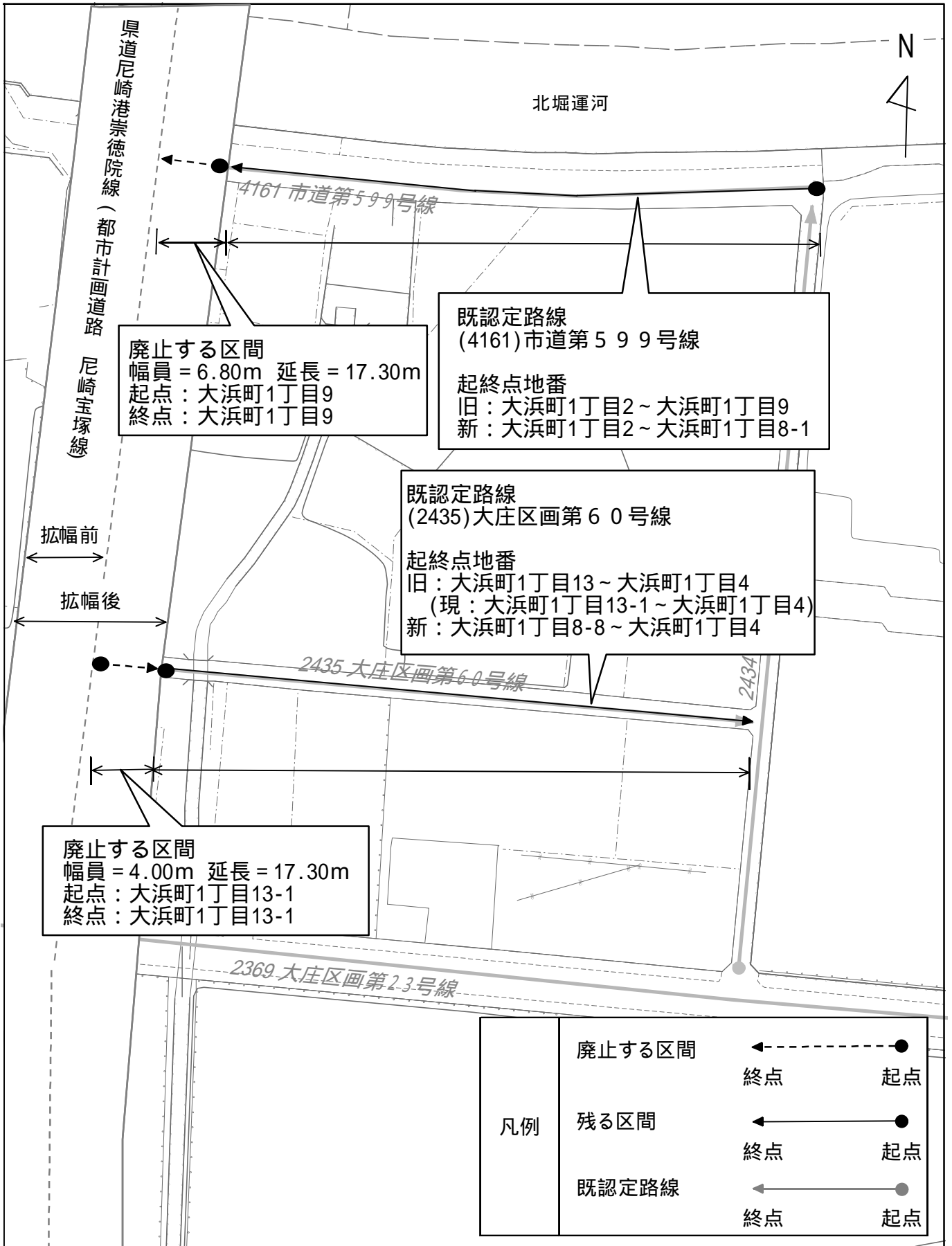
市道路線の変更図(模式図)



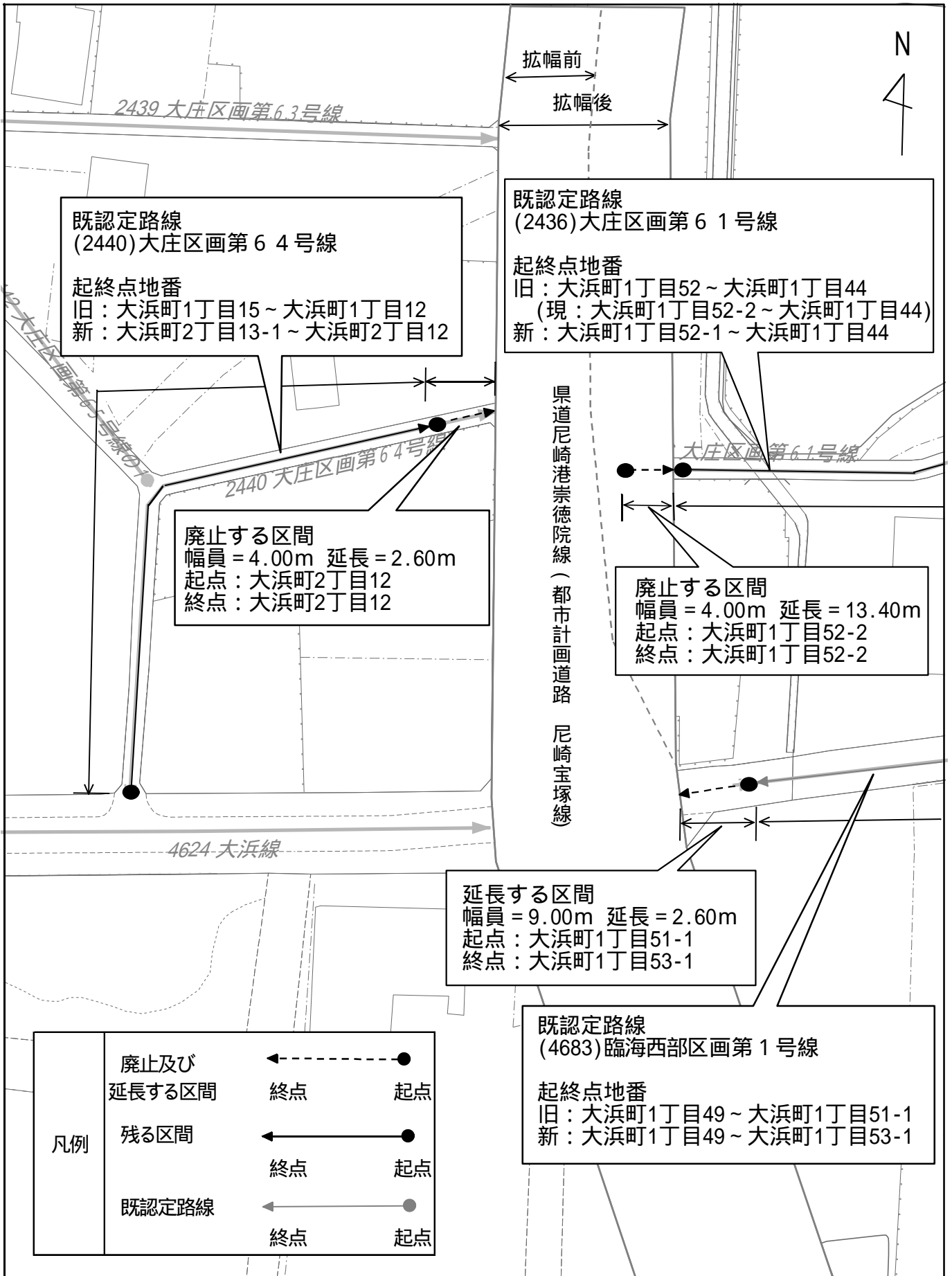
市道路線の変更図(S = 1 / 3 0 0 0)



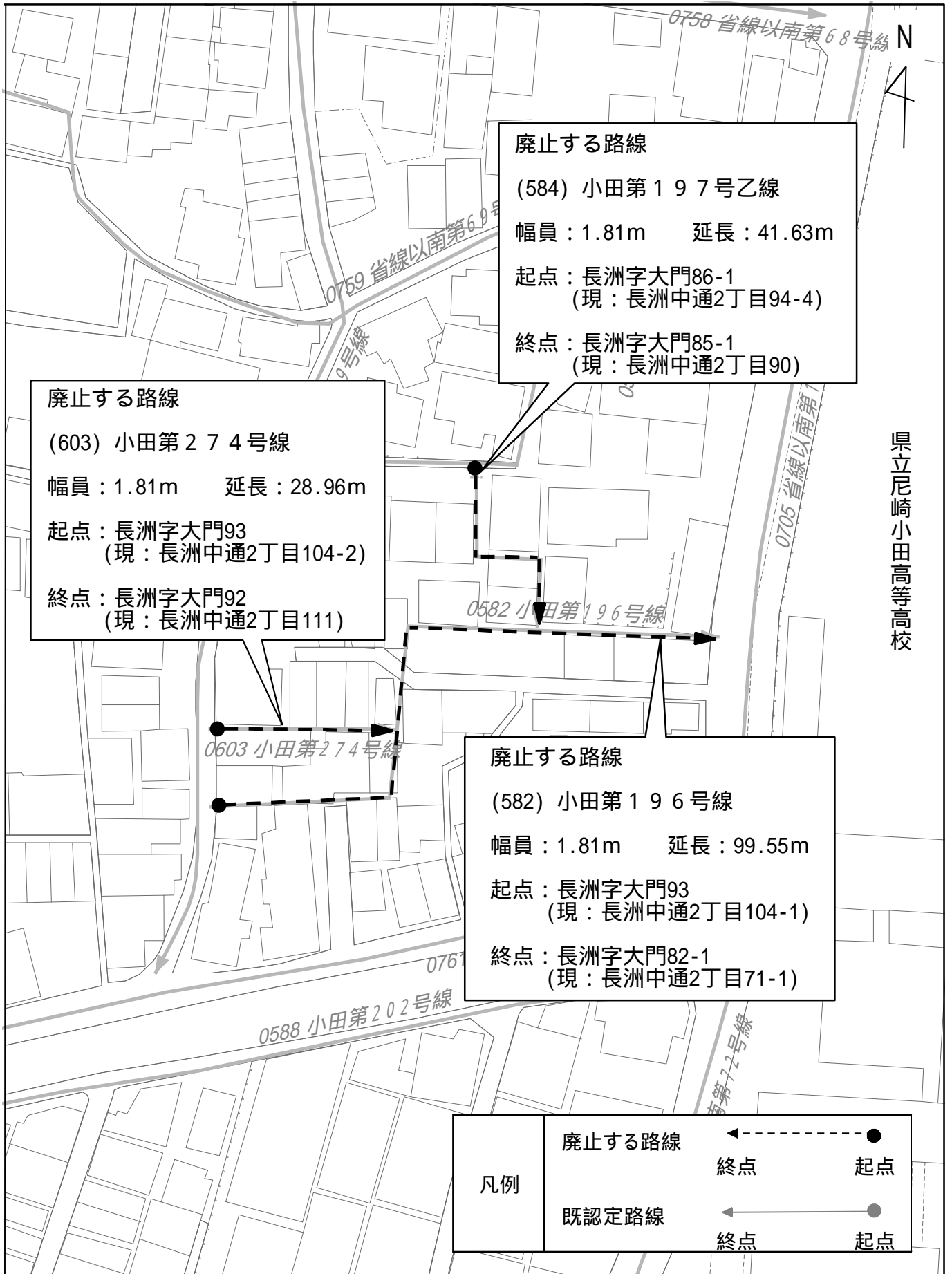
市道路線の変更図(模式図)



市道路線の変更図(模式図)



市道路線の廃止図(S = 1 / 8 0 0)



議案第 1 1 0 号

工事請負契約の変更について

港橋耐震補強（その 1）工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 港橋耐震補強（その 1）工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市中浜町地内
工事概要 橋脚耐震補強工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 4 3 0 , 3 4 9 , 7 6 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市崇徳院 2 丁目 5 5 番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣 |

（説 明）

当初契約を平成 2 8 年 6 月 2 2 日に、変更契約を平成 2 9 年 3 月 2 日に議決された港橋耐震補強（その 1）工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
土 木	橋脚耐震補強工事 施工延長 47.0 m、施工幅員 12.6 m 耐震補強工（鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強） 落橋防止対策工（緩衝チェーン設置、縁端拡幅、水平 分担構造設置）等 今回変更内容 掘削土の仮置き場整備の増工 鋼矢板仮締切の施工経費の増額 工事一時中止期間中の費用の増額

変更前契約

- 1 契約の目的 港橋耐震補強（その1）工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市中浜町地内
工事概要 橋脚耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 313,519,680円
- 5 契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣